日本看護歴史学会会則

第 1 章総則

第 1 条 本会は、日本看護歴史学会(Japan Society of Nursing History)と称する。

第 2 条 本会の事務局は、本会の理事が所属する住所に置く。

第 2 章目的及び事業

第 3 条 本会は、看護に関する歴史の新たな方向性と可能性を求め、広く看護歴史を考究することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を遂行する、次の事業を行う。

一、学術集会の開催

二、会報、会誌等の発行

三、研究活動の推進

四、その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章会員

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

一、正会員

二、特別会員

第 6 条 正会員は、本会の目的に賛同し、看護の歴史に関心のある者とする。

2 正会員は、総会に出席し議決権を行使することができる。

3 正会員は、学術集会に参加し、会報、会誌に投稿し、かつ会報、会誌等の配布を受けることができる。

第 7 条 特別会員は、看護の歴史上、有用な時代の証言者、貴重な史料の発掘を行った者または極めて優れた業績を確立した者であって、本会の学術集会及び適宜開催される学習会等において協力を得られる者の中から理事会の議を経て総会に推薦するものとする。

2 特別会員の処遇については別に定める。

第 8 条 本会に入会を希望する者は、日本看護歴史学会入会申込書を日本看護歴史学会事務局に提出するものとする。

2 本会に入会した者は、所定の年会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 9 条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

一、退会

二、会費の滞納(2 年間)

三、死亡又は失踪宣告四、除名

2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。

3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会の議を経て理事長が除名することができる。

第 4 章役員及び学術集会会長

第 10 条 本会に次の役員を置く。

一、理事長 1 名

二、理事 10 名(理事長を含む)

三、その他理事長が指名した理事（２名まで）

四、監事２名

第 11 条 役員の選出は次のとおりとする。

一、理事長は、理事会で理事の中から選出し総会の承認を得る。

二、理事および監事は、会員の中から選挙により選出し総会の承認を得る。

第 12 条 理事長、理事および監事の任期は 3 年とし再任を妨げない。但し引き続き 6 年を越えて在任することができない。なお、理事長指名の理事はこの限りでない。

第 13 条 役員は、次の職務を行う。

一、理事長は、本会を代表し会務を統括する。

二、理事は、理事会を組織し会務を執行する。

三、監事は、会務を監査する。

第 14 条 本会に学術集会会長を置く。

2 学術集会会長の任期は、1 年とし重任は認めない。

第 5 章会議

第 15 条 本会に次の会議を置く。

一、理事会

二、総会

第 16 条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。

2 理事会は、毎年 2 回以上開催する。但し、理事の 3 分の 1 以上から請求があったときは、理事長は臨時に理事会を開催しなければならない。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。第

第 17 条 総会は、理事長が招集し、学術集会会長が議長となる。

2 総会は、毎年 1 回開催する。但し、正会員の 5 分の 1 以上から請求があったとき及び理事会が必要と認めたときは、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

3 総会は、正会員の 10 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第 18 条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

一、事業計画及び収支予算

二、事業報告及び収支決算

三、その他理事会が必要と認めた事項

第 19 条 総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章学術集会

第 20 条 学術集会は、毎年 1 回開催する。

第 7 章編集委員会

第 21 条 本会は、会誌の発行を行うため編集委員会を置く。

2 編集委員会については別に定める。

第 22 条 本会の事業を円滑に推進するために以下の委員会を設置することができる。

一、研究活動推進委員会

二、 広報委員会

三、 渉外委員会

四、 特別委員会

2 委員会については別に定める。

第 8 章会計

第 23 条 本会の費用は、会費（一般会計）とその他の収入（特別会計）をもってこれにあてる。

2 本会の予算は、総会の承認を受け、会報に掲載しなければならない。

3 本会の決算は、総会の承認を受け、会報に掲載しなければならない。

4 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日で終わる。

第 24 条 学術集会の会計は独立会計とする。

第 9 章会則の変更

第 25 条 本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

2 前項の承認は、第 19 条の規定にかかわらず出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 10 章雑則

第 26 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則 この会則は、1987 年 8 月 27 日から実施する 。

附則 この会則は、1989 年 8 月 19 日から実施する。

附則 この会則は、1991 年 8 月 19 日から実施する。

附則 この会則は、1997 年 8 月 9 日から実施する。

附則 この会則は、1998 年 8 月 7 日から実施する。

附則 この会則は、2004 年 8 月 27 日から実施する。

附則 この会則は、2015 年 8 月 22 日から実施する

附則 この会則は、2018 年 8 月 24 日から実施する。

附則 この会則は、2025 年 8 月 9 日から実施する。